

牧之原市教育委員会 会議録

令和7年9月29日、牧之原市教育委員会が牧之原市役所相良庁舎に招集された。
この委員会に付議するため、教育長の告示した議案は次のとおりである。

付議議案

- 報告第13号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について
- 報告第14号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 報告第15号 令和7年度第2回就学支援委員会について
- 議案第11号 牧之原市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第12号 牧之原市立図書館資料の弁償免除に関する取扱要綱

出席委員

橋本 勝	事務局	教育文化部長	竹内英人
吉住幸子		学校教育課長	小倉圭司
池ヶ谷祐太		社会教育課長兼	
渡辺彩子		大河ドラマ活用推進室長	本杉裕之
本目弘昇		スポーツ推進課長	佐々木悟
		学校再編推進室長	小塚康道
		教育総務課課長	永野智芳
		教育総務課主幹	飯田隆太

開会時刻 午前9時30分 牧之原市役所相良庁舎3階第大議室

事務局報告

(教育文化部長より台風15号に伴う竜巻災害について説明)

(教育総務課長より吉住委員の再任について説明)

教育長挨拶

9月5日に発生した台風15号に伴う突風は、国内最上級の竜巻ということでもあり、市内細江地区を中心に建物や農業施設等に甚大な被害をもたらした。市では発災後速やかに対策本部会議を立ち上げ、情報収集を行うとともに、他市町からの応援職員や多くの民間ボランティアの力を借りて、連日被災者支援を行っている。この先かなりの時間と労力を必要と見込まれるが、一日も早い復興・復旧に向け、国や県、関係機関と協力し取り組んでいく。

会議録署名人の決定（事務局より指名）

橋本教育長と渡辺委員を指名

教育長報告

令和7年8月21日から令和7年9月28日までの主な行事について報告があった。

報告第13号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について

（事務局より説明）

質疑・意見なく、承認された。

報告第14号 令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

（事務局より説明）

質疑・意見なく、承認された。

報告第15号 令和7年度第2回就学支援委員会について

（事務局より説明）

質疑・意見なく、承認された。

議案第11号 牧之原市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

（事務局より説明）

渡辺委員 学校での部活動は平日もなくなるのか。

学校教育課長 それが一番進んだ形だと思うが、16時以降から1、2時間という時間帯での活動を、学校以外で見ってくれる人がいるのかというところが難しい。まずは土日をというのが第一段階の着地点だが、具体的にはこれからの検討となる。

渡辺委員 スポーツクラブだと会費が発生するが、今回は部活に近い形として、習うことに関しては費用はかからないのか。

学校教育課長 クラブに所属するとなれば、会費が発生すると思う。折り合いをどこに付けるかはこれからの検討となるが、無料というわけにはいかないと思う。

議案第12号 牧之原市立図書館資料の弁償免除に関する取扱要綱

（事務局より説明）

池ヶ谷委員 弁償に当たるのは、どのようなものが規定されているのか。

社会教育課長 汚損や紛失は基本弁償となる。図書館条例の施行規則には損害賠償の義務の規定があり、「自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に資料または施設、設備もしくは物品を損傷し、または紛失した場合には、賠償しなければならない」ということが謳われている。今回は、竜巻の被害に対する救済措置があるべきという話から、災害が起こっ

た場合の弁償を避けるため、故意ではないものに対して免除するという要綱を制定するもの。

教育文化部長 ほとんどの場合は、本人からの申し出により、弁償について話をしていくことになる。貸したけど返ってこないということで督促をして、その中で本がどうかなっているということに関しては責任を取っていただくというやり方になっている。

施行日は、今回の竜巻災害の発生日である9月5日になっている。

池ヶ谷委員 自然災害と言うと、通常の雨の場合はどうなるのか。判断が難しいと思った。

学校教育課長 警報が出ているような雨や台風であれば対象になり得ると思うが、そこは状況や申請の中身により判断することになる。

教育文化部長 自然災害の定義が曖昧ではあるが、書き方としてはこの形にとどめている。

閉会（閉会時刻 午前10時56分）